

公有地の拡大の推進に関する法律に係る半田市事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「法」という。)第2章に規定する土地の先買いに係る事務を適正かつ円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において「地方公共団体等」とは、法第2条第2号の地方公共団体等(半田市にあっては、関係部課等の長をいう。)をいう。

2 この要領において「届出等」とは、法第4条第1項の届出(国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。)第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出で、法第4条第1項の規定による届出とみなされるもの(以下「国土法の届出」という。)を含む。)又は法第5条第1項の申出をいう。

3 この要領において「届出書等」とは、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則(昭和47年建設省・自治省令第1号)第1条第2項に規定する土地有償譲渡届出書(国土法の届出の土地売買等届出書を含む。)又は同規則第5条第1項に規定する土地買取希望申出書をいう。

(用地取得計画の作成等)

第3条 法に基づく土地の買取りを希望する地方公共団体等は、当該年度における用地取得計画(様式第1)を作成し、市長に提出するものとする。

2 前項の用地取得計画は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)法第9条第1項各号に規定する事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供するため法第6条第1項の手続による買取りを希望する土地の面積、区域(区域が不確定な場合は、所在地域)、用途、当該事業の施行者(施行者が未定の場合は施行予定者)及び施行年度

(2)その他参考となるべき事項

3 第1項の用地取得計画において、買取りを希望する土地の区域が明らかな場合は、当該区域を図示したおおむね2,500分の1の図面を添付するものとする。

4 地方公共団体等は、用地取得計画を変更したときは、遅滞なく当該用地取得計画を

市長に提出するものとする。なお、前2項の規定は、用地取得計画の変更について準用する。

5 市長は、第1項及び前項の用地取得計画の提出を受けたときは、これを整備しておくものとする。

(届出書等に添付すべき図面)

第4条 届出書等に添付すべき図面は、次に掲げるものとする。

(1)土地の位置を明らかにしたおおむね縮尺50,000分の1の地形図(位置図)

(2)土地及びその付近の状況を明らかにしたおおむね縮尺500分の1の図面(周辺状況図)

(3)土地の面積が実測による場合は、その実測の方法を示した図書

(届出書等の受理)

第5条 市長は、届出等があったときは、届出書等(1部)及び添付図面(1部)の記載事項を確認し、適正と認めるときは、これを受理するものとする。ただし、当該届出等が、国土法の届出である場合には、国土利用計画法第5章に係る愛知県事務処理要領に規定するところにより、当該届出書の受理等を行うものとする。

2 市長は、届出書等を受理したときは、文書処理台帳(様式第2)に記載するとともに、当該届出等をした者が希望する場合は、届出書等の提出があった日から起算して1週間以内に受理書(様式第3)を交付するものとする。

(買取り希望の照会)

第6条 市長は、届出書等を受理したときは、速やかに当該土地の買取り希望の有無を照会書(様式第4)により地方公共団体等に照会するものとする。

2 前項の照会は、用地取得計画に照らし、届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等には、適用しない。

3 第1項の規定による照会は、次の各号の一に該当する場合等、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる場合には、これを行わないとすることができる。

(1)譲渡後も、その土地の上に存する建物等を利用し、継続して業務を行うことを前提とした譲渡

(2)譲渡担保及び代物弁済の予約

(3)現物出資

(4) 親会社・子会社相互間の譲渡

(買取り希望の有無についての回答)

第 7 条 地方公共団体等は、前条第 1 項の規定により照会を受けたときは、速やかに当該届出等に係る土地の買取り希望の有無を市長に回答するものとする。

(買取り協議を行う地方公共団体等の決定等)

第 8 条 市長は、前条の規定により買取り希望の回答があったときは、用地取得計画を勘案して法第 6 条第 1 項の買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、その旨を当該地方公共団体等に買取り協議団体決定通知書(様式第 5)により通知するものとする。同時に、買取り協議の実施について届出等をした者に買取り協議実施通知書(様式第 6)により通知するものとする。なお、それぞれの通知は当該届出等のあった日から起算して 3 週間以内に通知するものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになったときは、直ちにその旨を当該届出等をした者に買取り協議不要通知書(公拡法)(様式第 7) 又は買取り協議不要通知書(国土法)(様式第 8) により通知するものとする。なお、この通知は、法第 4 条第 1 項第 6 号に規定する届出については、届出があった日から起算して 1 週間以内に行うよう努めるものとする。

(買取りの協議)

第 9 条 地方公共団体等は、前条第 1 項の規定により買取りの協議を行う地方公共団体等を定めた旨の通知を受けたときは、速やかに当該届出等に係る土地の買取りについて、当該届出等をした者と協議するものとする。

(買取り協議結果の報告)

第 10 条 地方公共団体等は、法第 6 条第 1 項の手続による買取りの協議が成立したとき又は成立しないことが明らかになったときは、7 日以内にその旨を市長に土地の買取り協議報告書(様式第 9) により報告するものとする。

(先買いに係る土地の管理)

第 11 条 地方公共団体等は、法第 6 条第 1 項の手続により届出等に係る土地を買い取ったときは、用地台帳(様式第 10) を作成し、法第 9 条第 2 項に規定するところにより当該土地を管理するものとする。

(買取り証明書の発行)

第12条 地方公共団体等は、法第6条第1項の手續により届出等に係る土地を買い取ったときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)に規定する証明書を発行するものとする。

(届出書等の保管)

第13条 市長は、届出書等及び添付図面を法第8条各号に規定する期間の経過した日の翌日から起算して1年を経過する日まで保管するものとする。

(届出書等の用紙の備付け)

第14条 市長は、届出書等の用紙を常時備えておくものとする。

(台帳の整備)

第15条 市長は、文書処理台帳(様式第2)を備え、所要事項を記載して常に整備しておくものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

受 理 書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで提出のありました公有地の拡大の推進に関する法律（第4条第1項・第5条第1項）の規定に基づく（届出書・申出書）は、下記のとおり受理しました。

記

- 1 受理年月日 年 月 日
- 2 受理番号 第 号
- 3 届出(申出)に係る土地の所在及び地番

照 会 書

年 月 日

殿

半田市長

印

公有地の拡大の推進に関する法律第2章の規定に基づく土地の買取り
希望について（照会）

公有地の拡大の推進に関する法律 第4条第1項
公有地の拡大の推進に関する法律 第5条第1項
国土利用計画法 第27条の4第1項（第27条の7第1項）

上記の規定に基づき別添のとおり（届出・申出）がありました。
については、下記により 年 月 日までにご回答ください。
なお、標記期日までに回答のない場合は、買取り希望の意思のないものとして取
り扱います。

記

- 1 買取り希望の有無
- 2 買取りを希望する地方公共団体等
- 3 買取りの目的

買取り協議団体決定通知書

年 月 日

殿

半田市長

印

公有地の拡大の推進に関する法律 第 4 条第 1 項
公有地の拡大の推進に関する法律 第 5 条第 1 項
国土利用計画法 第 2 7 条の 4 第 1 項（第 2 7 条の 7 第 1 項）

年 月 日付けで上記の規定に基づき（届出・申出）がありました
下記の土地については、貴団体を公有地の拡大の推進に関する法律第 6 条第 1 項の
規定に基づき買取りの協議を行う地方公共団体等として決定しました。

記

- 1 届出（申出）に係る土地の所在及び地番
- 2 届出（申出）に係る土地の所有者の氏名及び住所
- 3 買取りの目的

買取り協議実施通知書

年 月 日

様

半田市長

印

公有地の拡大の推進に関する法律 第4条第1項
公有地の拡大の推進に関する法律 第5条第1項
国土利用計画法 第27条の4第1項（第27条の7第1項）

年 月 日付けで上記の規定に基づき（届出・申出）がありました下記の土地については、公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき下記の者が買取りの協議を行うことを通知します。

記

- 1 受理番号
- 2 届出（申出）に係る土地の所在及び地番
- 3 買取りの協議をする地方公共団体等
- 4 買取りの目的

買取り協議不要通知書（公拡法）

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで公有地の拡大の推進に関する法律（第4条第1項・第5条第1項）の規定に基づき（届出・申出）がありました下記の土地については、土地の買取りを希望する地方公共団体等がないので、同法第6条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 受理番号
- 2 届出（申出）に係る土地の所在及び地番

買取り協議不要通知書（国土法）

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで国土利用計画法第27条の4第1項（第27条の7第1項）の規定に基づき届出がありました下記の土地は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第3項の規定により同条第1項の規定による届出の対象土地とされました。ついては、届出に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないので、公有地の拡大の推進に関する法律第6条第3項の規定に基づき通知します。

なお、国土利用計画法に基づく届出内容については、別途、愛知県で審査中です。

記

- 1 受理番号
- 2 届出に係る土地の所在及び地番

土地の買取り協議報告書

年 月 日

半田市長 殿

半田市長 印

年 月 日付け第 号により（届出・申出）のあった土地の買取り協議について下記のとおり報告します。

記

1 買取りの協議が成立しました。

契約年月日 年 月 日

契約者住所氏名

買取り価額

土地	建築物その他の工作物	合計
m ²	m ²	m ²
円	円	円

2 買取り協議が成立しませんでした。

協議不成立が明らかになった年月日 年 月 日

協議不成立の理由

3 法第6条の買取り協議通知年月日

年 月 日

（記入上の注意）

該当番号に 印をつけ、該当事項を記入してください。

協議不成立の理由は具体的に記入してください。

用地台帳

所 在	地 番	積 地	地 目	買取り目的	買取りの年月日	土地の買取り価格	建物、その他の 工作物の補償費	譲渡人の氏名及び住所	備 考

注：備考欄に法第4条第1項の届出に係るもの（国土法の届出に係るものを除く。）国土法の届出に係るもの、法第5条第1項の申し出に係るものの別を記載すること。